

告示

埼玉県告示第百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第二百九十号で告示した飯能都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和二年三月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

飯能市

二 都市計画事業の種類及び名称

飯能都市計画下水道事業飯能公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十一年十二月二十二日から令和六年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

(一) 収用の部分
変更なし

(二) 使用の部分
変更なし

(2) 雨水

(一) 収用の部分
変更なし

(二) 使用の部分
変更なし

ロ 合流区域

(一) 収用の部分
変更なし

(二) 使用の部分
変更なし